

(平成24年6月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年6月7日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月7日から同年7月1日まで

B社がC事業所(D国)との合同出資でA社(後にE社、現在はF社)を設立した。設立当初の社員は、全員B社からの移籍者で私もその一員であり、年金記録に空白期間は無いと考えるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、複数の同僚の証言及び同僚の保管する給与明細書から、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和48年6月7日にB社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年7月の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所(当時)の記録では、A社は、昭和48年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録は無い。しかし、商業登記簿から、同社の法人設立日は、同年6月7日であることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同年7月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる申立人を含む15人のうち、14人は同年6月7日に同社での雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間において同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、A社は、申立期間において社会保険事務所に適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和

48 年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成13年8月1日から14年10月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

申立期間①のうち、平成14年10月1日から19年9月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は事後訂正の結果26万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の18万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、14年10月から16年7月までは26万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年10月から17年2月までは22万円、同年3月から同年8月までは24万円、同年9月から18年2月までは22万円、同年3月から19年8月までは24万円に訂正することが必要である。

申立期間②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年8月1日から19年9月1日まで
② 平成20年8月20日

申立期間①のうち、平成13年8月から14年9月までの標準報酬月額が給与明細書と比較して低額となっているので、年金記録を訂正してほしい。

また、申立期間①のうち、平成14年10月から19年8月までの標準報酬月額及び申立期間②の標準賞与額について、事業所から標準報酬月額及び標

準賞与額の訂正手続が行われ年金記録が訂正されているものの、年金額に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、特例法に基づき標準賞与額について記録の訂正等を行う場合も同様に、源泉控除されていたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①のうち、平成13年8月1日から14年10月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書及び事業所が保管する源泉徴収簿兼賃金台帳に記載された保険料控除額から、13年8月から14年9月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記期間に係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤った届出を行い、また、上記期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 オンライン記録によると、申立期間①のうち、平成14年10月1日から19年9月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、18万円と記録されており、23年6月30日に事業主により標準報酬月額を26万円に訂正する届出が行われたが、上記期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅していたため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正後の額ではなく、当初、記録されていた額となっている。

しかしながら、申立人が所持する給与明細書及び事業所が保管する源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書及び事業所が保管する源泉徴収簿兼賃金台帳に記載された報酬月額又は保険料控除額から、平成14年10月から16年7月までは26万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年10月から17年2月までは22万円、同年3月から同年8月までは24万円、同年9月から18年2月までは22万円、同年3月から19年8月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、政府の当該保険料を徴収

する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 30 日に、標準報酬月額を訂正する旨の届出を行っている上、厚生年金保険料についても過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 4 申立期間②について、申立人が所持する賞与明細書から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、賞与明細書に記載された保険料控除額から、8 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 30 日に、事業主が申立期間当時に事務手続を行っていなかったとして届出を行っていること、及び厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月 1 日から 44 年 10 月 1 日まで
② 昭和 44 年 11 月 1 日から 47 年 3 月 21 日まで

A社で勤務していた期間のうち、申立期間において、実際に支給された報酬よりも低い標準報酬月額が記録されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同年齢で、同様に高校卒業後新卒者として入社したと考えられる6名の申立期間における標準報酬月額に係る記録と申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を比較したところ、おおむね申立人の標準報酬月額が最も高く記録されており、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録が不自然であるとまでは言えない。

また、申立人は、申立期間に係る給与明細書等を所持しておらず、A社も賃金台帳等を保管していないため、報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、遡って標準報酬月額を減額改定している記載や不自然な訂正箇所は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人の所持する失業保険受給資格者証に記載された基本日額から算出した退職（昭和 47 年 3 月）前 6 か月間の報酬月額の平均に見合う標準報酬月額は、昭和 46 年度定時決定（昭和 46 年 10 月）の標準報酬月額を上回ることが確認できる。

しかしながら、昭和 46 年度定時決定は、昭和 46 年 5 月から同年 7 月までに支払われた報酬月額に基づいてなされるため、上記基本日額とは計算の基礎となる期間が異なる上、当時の社会保険事務担当者は、報酬には残業代が

含まれていたため、残業代により退職前6か月間の報酬月額が増加し、その結果、定時決定の計算の基礎となる期間の報酬月額を上回った可能性がある旨証言していることから、上記基本日額により同年10月以降の標準報酬月額が不自然であるとまでは言えない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。